

入札説明書

1 公告日 令和8年6月1日

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称：令和8年度沖縄県登録販売者試験運営等業務委託
- (2) 委託業務の内容等：仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和9年2月28日

3 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札の時までの期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 来場者数500人以上の試験、学会又は展示会等のイベントの運営業務の実績を有する者であること。
- (6) 複数の企業により構成される共同企業体として本入札に参加する場合については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 共同企業体の各構成員が、(1)から(4)までの要件を満たすこと。

イ 共同企業体の各構成員が、本入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

4 契約務事務を担当する部局等の名称、所在地及び連絡先

- (1) 名称 沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課薬務班
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
- (3) 連絡先 電話番号 098-866-2055 FAX番号 098-866-2723
メール：aa024100@pref.okinawa.lg.jp

5 入札説明会 実施しない

6 入札参加資格の登録申請方法等

本件に係る入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参又は郵送により提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）
- イ 業務実績証明書（3 入札参加資格（5）を証する書類）（様式第2号）
- ウ 法人にあつては、登記簿謄本
- エ 共同企業体については、共同企業体を結成していることを証する協定書等の写し

(2) 提出方法等

- ア 提出方法 持参又は書留郵便
- イ 提出期間 公告日から令和8年6月10日（水）までの
8時30分から17時まで
- ウ 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県庁4階 保健医療介護部薬務生活衛生課
TEL：098-866-2055 FAX：098-866-2241

※ 書留郵便による提出の場合、令和8年6月10日（水）17時必着とする。また、郵送した旨必ず連絡すること。

(3) 入札参加可否の通知

入札参加可否については、令和8年6月16日（火）までに通知する。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(5) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

7 質問書の提出について

- (1) 本件入札等に関する質問は、質問書（様式第3号）をメールにより提出すること。
宛先：aa024100@pref.okinawa.lg.jp
- (2) メール の件名を「沖縄県登録販売者試験運営等業務委託入札に関する質問」とする

こと。

- (3) 質問に対する回答は、メールにより行う。
- (4) (1)へ示す以外の方法でなされた質問は受け付けない。
- (5) 質問書の受付期間については、公告日の8時30分から令和8年6月10日(水)の16時30分までとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (1) 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和8年6月12日(金)16時まで提出したとき。
- (2) 過去2カ年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証明する書類(様式第4号)又は契約書の写し等を令和8年6月12日(金)16時まで提出したとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出したとき。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証することを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証した書面又は契約書の写し等を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

9 入札の方法

以下に示すものの他は、当該入札公告に示すとおり。

- (1) 入札書について

- (ア)様式は、様式第6号に定める。
- (イ)入札書には、本件に要する一切の諸経費を見積金額として記載すること。
- (ウ)契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」）を、算用数字をもって入札書に記載すること。
- (エ)札回数毎（第1回～第3回分）の3通の入札書は、中が透けない封筒に入れて密封し、表面に件名及び入札者名を記載し、「入札書」と明記すること。
- (オ)入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (カ)入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- (2) 入札及び開札日時及び場所
日時 令和8年6月19日（金）11時
場所 沖縄県庁舎4階 第2会議室（郵送による入札も可とする）
- (3) 提出方法
入札書は書面により、郵送による場合を除き、(2)の場所へ持参すること。郵送による入札を希望する場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、配達日指定郵便とすること。
- (ア)配達日指定 令和8年6月17日（水）必着とする。
- (イ)配達場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課 薬務班
- (ウ)提出書類 入札書、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し、
代理人による入札の場合は委任状（様式第7号）
- (4) その他
封筒の大きさに規定はないが、別紙1に示す方法により作成すること。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

1 1 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (5) 開札は、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて行うものとする。

1 2 最低制限価格

設定しない。

1 3 その他

- (1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書(案)を熟読し、内容を理解、遵守すること。